

## 消費者ホットライン188キャラクターの募集要領

### 1. 目的

消費者ホットライン188は、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口を御案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。平成30年7月に消費者ホットライン3桁化から3年を迎えることから、広く消費者の皆様からキャラクターのデザイン・愛称案を募集することとしました。採用作品は、「188」チラシをはじめとした各種広報媒体や、ホームページ等において広く使用する予定です。

### 2. 応募要領

国民に親しみやすいキャラクターをデザイン化したものを募集します。

応募にあたっては、どういったコンセプトをデザイン化したかを明記してください。色については、簡単明瞭なカラー表現でお願いします。

#### 【応募規定】

- (1) 国籍・年齢・性別、プロ・アマは問いません。
- (2) 応募作品は、応募者の自作で未発表のものとし、著作権などその他第三者の権利を侵害せず、誹謗中傷が含まれていないものとします。
- (3) 第三者からの権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、応募者自らが対応することとし、消費者庁は一切の責任を負いません。消費者庁が損害を被った場合は、損害を賠償していただくこととします。
- (4) 応募作品は返却いたしません。
- (5) 応募作品の著作権、二次使用权、商品化権、肖像権、放送権などその他一切の権利は消費者庁に帰属します。
- (6) 採用された応募作品については、当庁で修正を加える場合があります。
- (7) 応募者が命名した名前とは別の名前・愛称が採用されることがあります。
- (8) 応募に伴う個人情報については個人情報保護法に従って当庁で適正に管理し、本件以外に使用することはありません。
- (9) 応募に関する費用はすべて応募者のご負担ください。
- (10) 採用後であっても、規定に反することが判明した際には、採用無効とします。

(11) 応募作品は1人につき1点までとします。

(12) 賞品・賞金等はありません。

### 3. 応募方法

下記送付先までお送りください。

#### 【郵送の場合】

別紙様式に必要事項（氏名、連絡先）を記載の上、作品とあわせて送付してください。

#### 【電子メールの場合】

別紙様式に必要事項（氏名、連絡先）を記載の上、作品とあわせて、PDF化した上で提出。

※キャラクターの上下が分かるよう明記してください。

### 4. 提出先

#### ○郵便

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁 消費者教育・地方協力課 久世、浅田

○電子メール：[g.hotline188@caa.go.jp](mailto:g.hotline188@caa.go.jp)

### 5. 応募締切り

平成30年3月26日（月）15:00まで

### 6. 審査方法・発表

採用作品は、消費者庁内投票を経た上で、独立行政法人国民生活センター理事長及び消費者庁長官が決定します。採用された作品の応募者には、直接御連絡いたします。正式発表は7月頃の予定です。

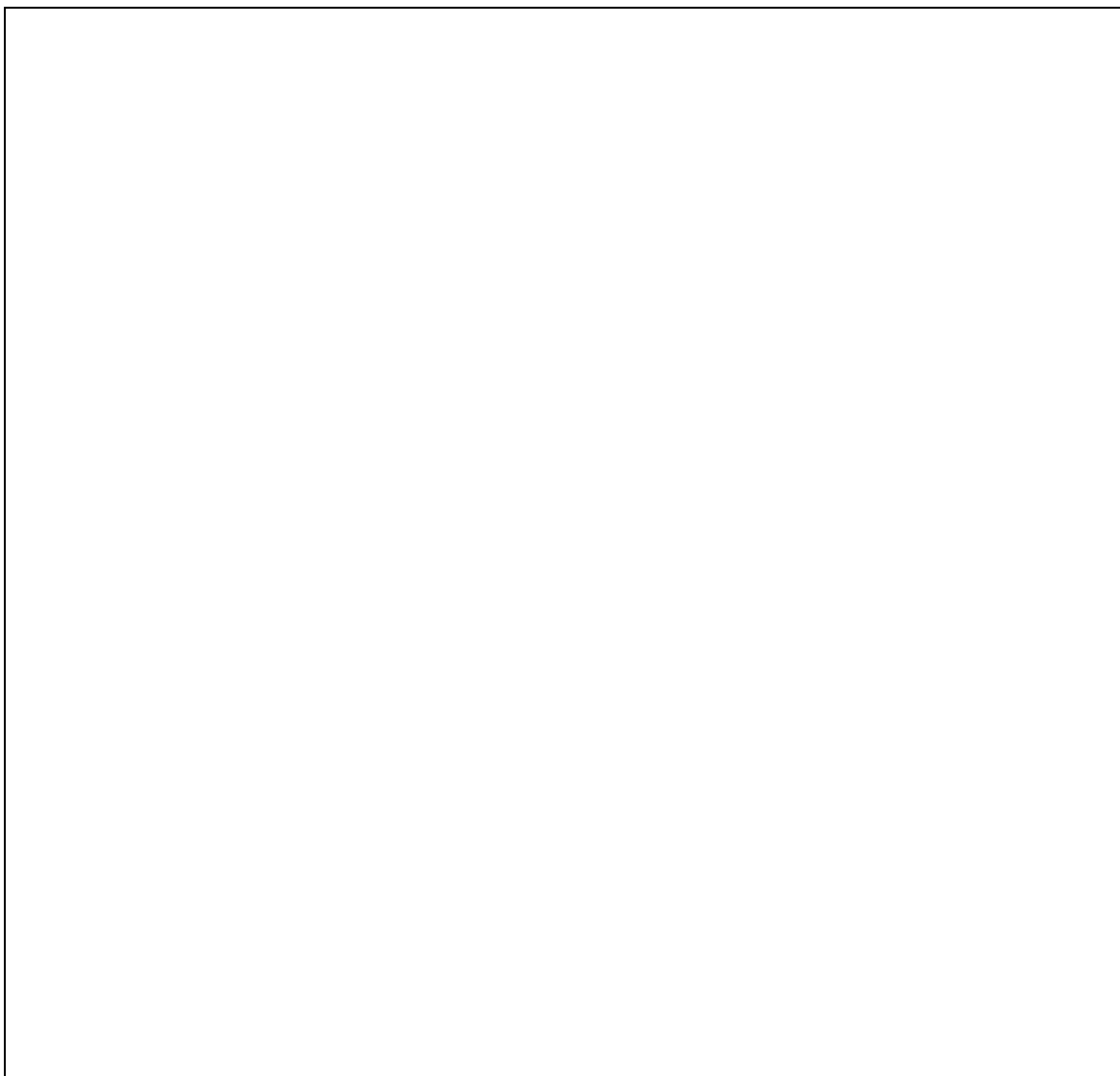
### 7. 問い合わせ先

ご不明な点については、[g.hotline188@caa.go.jp](mailto:g.hotline188@caa.go.jp)まで連絡を御願いたします。

担当：消費者庁 消費者教育・地方協力課 久世、浅田

様式

上



下

愛称

---

作品コンセプト

---

---

---

---

氏 名 :

性 別 :

年 齡 :

住 所 :

連絡先 :